

※本特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

## 徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方（下欄「対象となる方」）は、1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### ※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に  
係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

※上記の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度（通常、年1.6%の延滞金がかかります）を利用できる場合があります。詳しくは最寄りの県税事務所にご相談ください。

### 対象となる地方税

・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する県税のほ  
ぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

※これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

### 申請手続等

・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料（※）を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

※売上帳や現金出納帳、給与明細書、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をお伺いします。

**Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。**

例えば売上帳や現金出納帳、給与明細書、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をお伺いします。

また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。

- ・年間収入を按分した額（平均収入）と比較
- ・事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

**Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。**

特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度（通常、年1.6%の延滞金がかかります）を利用できる場合があります。詳しくは最寄りの県税事務所（納税課）にご相談ください。

**【お問い合わせ先】**

県税事務所		所管区域	電話番号
桑名県税事務所	納税課	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡	0594-24-3612
四日市県税事務所	納税課	四日市市、三重郡	059-352-0575
鈴鹿県税事務所	納税課	鈴鹿市、亀山市	059-382-8660
津総合県税事務所	納税課	津市	059-223-5020
松阪県税事務所	納税課	松阪市、多気郡	0598-50-0510
伊勢県税事務所	納税課	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡	0596-27-5127
伊賀県税事務所	納税課	名張市、伊賀市	0595-24-8020
紀州県税事務所	納税課	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡	0597-23-3417

三重 県税のページ

検索 

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/index.htm>